

「修正国際基準の適用」

「修正国際基準の適用」(2017年10月31日公表)を次のように改正する(改正部分に網掛けを付している。)

改正後	改正前
<p>修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正2016年7月25日 改正2017年4月11日 改正2017年10月31日 最終改正2018年4月11日 企業会計基準委員会</p>	<p>修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)</p> <p>修正国際基準の適用</p> <p style="text-align: right;">2015年6月30日 改正2016年7月25日 改正2017年4月11日 最終改正2017年10月31日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用時期</p> <p>6. 2018年4月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p> <p>7. 別紙1に記載された会計基準等について、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。</p>	<p>適用時期</p> <p>6. 2017年10月改正の本文書は、公表日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用する。ただし、公表日を含む連結会計年度に係る連結財務諸表に適用することができる。この場合、四半期連結財務諸表に関しては、翌連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用する。</p> <p>7. 別紙1に記載された会計基準等について、当該会計基準等に記載された発効日及び経過措置に基づき適用しなければならない。ただし、別紙1に示されたIFRS第9号「金融商品」(2013年)については、次のとおりとする。</p> <p>➤ IFRS第9号「金融商品」(2013年)7.3.2項を以下のとおりとす</p>

改正後	改正前
	<p>る（取消線は削除部分を示す。） 「This Standard supersedes IFRS 9 issued in 2009 and IFRS 9 issued in 2010. However, an entity may elect to apply IFRS 9 issued in 2009 or IFRS 9 issued in 2010 instead of applying this Standard.」</p> <p>（参考日本語訳） 本基準書により、2009年公表のIFRS第9号及び2010年公表のIFRS第9号は廃止される。ただし、企業は本基準に代えて2009年公表のIFRS第9号又は2010年公表のIFRS第9号を適用することを選択できる。</p>
<p>議 決</p> <p>12. 2018年4月改正の本文書は、第382回企業会計基準委員会に出席した委員9名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</p> <p>小 野 行 雄（委員長） 小賀坂 敦（副委員長） 川 西 安 喜 安 井 良 太 柳 橋 勝 人 湯 川 喜 雄 吉 田 稔 米 田 和 敬 渡 部 仁</p>	<p>議 決</p> <p>（新 設）</p>
<p>別紙1 当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等</p> <p>会計基準（2017年6月30日現在で公表されている会計基準、ただし、IFRS第16号「リース」（2016年1月公表）及びIFRS</p>	<p>別紙1 当委員会が採択したIASBにより公表された会計基準等</p> <p>会計基準（2016年12月31日現在で公表されている会計基準のうち、2017年12月31日までに発効するもの、並びに、IFRS第</p>

改正後	改正前																												
<p>第 17 号「保険契約」(2017 年 5 月公表)を除く)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 8 号</td> <td>「事業セグメント」</td> </tr> <tr> <td>* IFRS 第 9 号</td> <td>「金融商品」(2014 年)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 10 号</td> <td>「連結財務諸表」</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 8 号	「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2014 年)	IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」	(以下 略)		<p>15 号「顧客との契約から生じる収益」(2014 年 5 月公表)、 「IFRS 第 15 号の発効日」(2015 年 9 月公表)及び「IFRS 第 15 号の明確化」(2016 年 4 月公表))</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">会計基準の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 8 号</td> <td>「事業セグメント」</td> </tr> <tr> <td>* IFRS 第 9 号</td> <td>「金融商品」(2013 年)</td> </tr> <tr> <td>IFRS 第 10 号</td> <td>「連結財務諸表」</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	会計基準の名称		(中 略)		IFRS 第 8 号	「事業セグメント」	* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2013 年)	IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」	(以下 略)					
会計基準の名称																													
(中 略)																													
IFRS 第 8 号	「事業セグメント」																												
* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2014 年)																												
IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」																												
(以下 略)																													
会計基準の名称																													
(中 略)																													
IFRS 第 8 号	「事業セグメント」																												
* IFRS 第 9 号	「金融商品」(2013 年)																												
IFRS 第 10 号	「連結財務諸表」																												
(以下 略)																													
<p>解釈指針 (2017 年 6 月 30 日現在で公表されている解釈指針)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">解釈指針の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRIC 第 21 号</td> <td>「賦課金」</td> </tr> <tr> <td>IFRIC 第 22 号</td> <td>「外貨建取引と前払・前受対価」</td> </tr> <tr> <td>IFRIC 第 23 号</td> <td>「法人所得税の処理に関する不確実性」</td> </tr> <tr> <td>SIC 第 7 号</td> <td>「ユーロの導入」</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	解釈指針の名称		(中 略)		IFRIC 第 21 号	「賦課金」	IFRIC 第 22 号	「外貨建取引と前払・前受対価」	IFRIC 第 23 号	「法人所得税の処理に関する不確実性」	SIC 第 7 号	「ユーロの導入」	(以下 略)		<p>解釈指針 (2016 年 12 月 31 日現在で公表されている解釈指針のうち、2017 年 12 月 31 日までに発効するもの)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">解釈指針の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中 略)</td> </tr> <tr> <td>IFRIC 第 21 号</td> <td>「賦課金」</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(項目追加)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(項目追加)</td> </tr> <tr> <td>SIC 第 7 号</td> <td>「ユーロの導入」</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下 略)</td> </tr> </tbody> </table>	解釈指針の名称		(中 略)		IFRIC 第 21 号	「賦課金」	(項目追加)		(項目追加)		SIC 第 7 号	「ユーロの導入」	(以下 略)	
解釈指針の名称																													
(中 略)																													
IFRIC 第 21 号	「賦課金」																												
IFRIC 第 22 号	「外貨建取引と前払・前受対価」																												
IFRIC 第 23 号	「法人所得税の処理に関する不確実性」																												
SIC 第 7 号	「ユーロの導入」																												
(以下 略)																													
解釈指針の名称																													
(中 略)																													
IFRIC 第 21 号	「賦課金」																												
(項目追加)																													
(項目追加)																													
SIC 第 7 号	「ユーロの導入」																												
(以下 略)																													
<p>(参考)</p> <p>2017 年 6 月 30 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等</th> <th style="width: 20%;">公表時期</th> <th style="width: 50%;">各基準等の発効</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(項目削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	(項目削除)			<p>(参考)</p> <p>2016 年 12 月 31 日現在で IASB により公表されている会計基準等のうち、当委員会によるエンドースメント手続を完了していないもの</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等</th> <th style="width: 20%;">公表時期</th> <th style="width: 50%;">各基準等の発効</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)</td> <td>2014 年 7 月</td> <td>2018 年 1 月 1 日以後開始する事</td> </tr> </tbody> </table>	当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効	IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事																
当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効																											
(項目削除)																													
当委員会によるエンドースメント手続を完了していない会計基準等	公表時期	各基準等の発効																											
IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年)	2014 年 7 月	2018 年 1 月 1 日以後開始する事																											

改正後			改正前		
(項目削除)					業年度から発効
			「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拠出」(IFRS 第10号及びIAS 第28号の修正)	2014年9月	IASBが決定する日(2016年12月31日現在未定)以後開始する事業年度から発効
			「IFRS 第10号及びIAS 第28号の修正の発効日」	2015年12月	
IFRS 第16号「リース」	2016年1月	2019年1月1日以後開始する事業年度から発効	IFRS 第16号「リース」	2016年1月	2019年1月1日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)					
(項目削除)			「株式に基づく報酬取引の分類及び測定」(IFRS 第2号の修正)	2016年6月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)			「IFRS 第9号『金融商品』のIFRS 第4号『保険契約』との適用」(IFRS 第4号の修正)	2016年9月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効(ただし、一部の取扱いは2018年1月1日より前に発効する場合がある。)
(項目削除)			「IFRS 基準の年次改善 2014 - 2016年サイクル」によるIFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」及びIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	2016年12月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)			IFRIC 解釈指針第22号「外貨建取引と前払・前受対価」	2016年12月	2018年1月1日以後開始する事業年度から発効
(項目削除)			「投資不動産の振替」(IAS 第40号	2016年12	2018年1月1日

改正後			改正前		
			の修正)	月	以後開始する事業年度から発効
IFRS 第 17 号「保険契約」	2017 年 5 月	2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から発効	(項目追加)		
別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準 以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。			別紙 2 企業会計基準委員会による修正会計基準 以下は、企業会計基準委員会による修正会計基準の一覧を示している。		
企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等		企業会計基準委員会による修正会計基準の名称	「削除又は修正」の対象となる会計基準等	
企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」(2018 年 4 月 11 日改正)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 		企業会計基準委員会による修正会計基準第 1 号「のれんの会計処理」(2015 年 6 月 30 日公表)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 3 号「企業結合」 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 	
企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」(2018 年 4 月 11 日最終改正)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2014 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 		企業会計基準委員会による修正会計基準第 2 号「その他の包括利益の会計処理」(2017 年 10 月 31 日最終改正)	<ul style="list-style-type: none"> IFRS 第 7 号「金融商品：開示」 IFRS 第 9 号「金融商品」(2013 年) IAS 第 1 号「財務諸表の表示」 IAS 第 19 号「従業員給付」 	

以上